

白河市ビジネスチャンス支援事業補助金【募集要項】

1 制度の趣旨及び概要

この制度は、市内産業の振興及び経済の活性化を図るため、市内中小企業者等又は中小企業グループが、新たな取引先や事業提携先の開拓等を目的に展示会等へ出展する場合に、その経費について、予算の範囲内において補助金を交付するものです。

2 補助対象者

補助対象者は、次の要件のすべてに該当する者とします。

- ① 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に該当する中小企業者等、又は市内中小企業等を中心とする中小企業グループであること。
- ② 市税を滞納していないこと。
- ③ 同一年度内に本補助金の交付を受けていないこと。

※上記にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は**対象外**とします。

- ① 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業を行う者。
- ② 白河市暴力団排除条例（平成24年白河市条例第31号）第2条に規定する暴力団及び暴力団員等である者。

3 補助対象経費

① 出展料（小間料）	出展に要する経費（照明・看板等の装飾費、備品リース料、光熱水費等）
② 会場設営費	会場設営に要する経費
③ 通信運搬費	外部に委託する場合の運搬に要する経費、郵送料等
④ 印刷製本費	パンフレット、ポスター等の作成に要する経費
⑤ 旅費	出展に要する交通費（1名分の実費）、宿泊費等の経費 ※宿泊費等について、白河市職員等の旅費に関する条例第19条に定めるもので、甲地方：13,100円、乙地方：11,800円を上限とする。（甲地方とは東京都、大阪市、名古屋市、横浜市、京都市及び神戸市のうち白河市職員等の旅費の支給に関する規則（以下「規則」という。）で定める地域並びにその他これらに準ずる地域で規則で定めるものをいい、乙地方とはその他の地域をいう。固定宿泊施設に宿泊しない場合には、乙地方に宿泊したものとみなす。）
⑥ 通訳費	現地での通訳に要する経費

4 補助金の額

補助金の額は、補助対象経費の3分の2以内の額とし、30万円を限度とします。
※当該補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てとします。

5 申請回数

同一年度における交付申請は、1申請者につき1回限り。（通算3回まで）

6 申請手続きの概要等

① 申請期限

令和8年2月27日（金）まで

※申請期限内であっても、予算に達し次第、受付を終了します。

※必ず出展等の実施前に申請してください。

② 申請方法及び提出先

受付期間内に、次に掲げる申請書類を下記の提出先へ持参又は郵送してください。

【申請に必要な書類】

- (1) 補助金等交付申請書
- (2) 事業者等概要（第1号様式）
- (3) 事業計画書（第2号様式）
- (4) 収支予算書（第3号様式）
- (5) 展示会等の開催概要がわかるもの（チラシ等）
- (6) 納税証明書（納期が到来している過年度分を含めたすべての課税額に未納がない証明）
- (7) 住民票（個人の場合）又は登記事項証明書（法人の場合）

※グループで申請する場合は、構成員名簿及び構成員全員分の書類（2、6、7）を提出してください。代表者が全ての責務を負う場合は代表者のみ提出してください。

【提出先】

白河市産業部商工課商工振興係

所在地：〒961-0053 白河市中田 140 番地

白河市産業プラザ人材育成センター1階

TEL : 0248-21-5910

7 実績報告

補助事業が完了した日（すべての経費の支払い終了後）から20日以内に実績報告を行ってください。

【必要な書類】

- (1) 補助事業等実績報告書
- (2) 結果報告書（第5号様式）
- (3) 収支決算書（第6号様式）
- (4) 補助対象経費の支出を証する書類の写し（領収書等）

※交付決定日以降、支払いがあったものが補助対象経費となります。

※補助金の交付には、補助金等交付請求書の提出が必要となります。

8 留意事項

交付申請時と補助対象事業の内容が変更になる場合、① 補助事業等内容変更等承認申請書、② 変更収支予算書（第4号様式）により報告を行ってください。